

資料2：全体に対するご意見

ご意見	市の考え
<p>①検討委員による意見、それを踏まえた修正提案に対する検討委員会での協議、その後の事務局との打ち合わせといった地道な手続きを蓄積しておきながら、最終的には法制執務により、民意が言語統制されてしまっている感があり、残念な思いです。</p> <p>やはり、この条例の主体者となる聴覚障害者ならびに市民にわかる文言で表記していただきたいという思いがあります。法制執務上の条例文を制定する一方、それを聴覚障害者や市民にわかりやすく解説するガイドは必要と思いますので、聴覚障害者向けには「手話解説」を、市民向けにはパブリックコメントをふまえて「解説」を付ける必要があるのではと思います。聴覚障害者や市民に理解ができ、活動の道標となれる条例であることを検討委員会としては強調しておくべきだと思います。</p> <p>②今回の修正について、各立場の役割を明記する中で、最終的に手話言語条例に関わる事業の施策の推進ならびに実施が「市長」と強調されており、そのことに違和感を感じます。手話言語条例制定の県内3市の条例文を比すると、「市長」による責務を強調しているのは本市だけであり、かえって、「市長個人によって施策の対応が分かれかねない」という懸念を生じさせてしまいます。その意味では、条例における市長の責務、権限の明記は慎重にするべきだと思います。</p>	<p>①検討委員の皆様にはさまざまなご意見、想いがあることは十分に承知しております。一方で、条例に関しては、条文が恣意的に解釈されないようにすること、他の条例との兼ね合いも考慮した上で、決まった文体があることなど、条文の表現について制約があることは事実です。内容については、検討委員会と事務局での協議事項を踏まえたうえで、条例として規定すべき内容にしておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>条文については、ご指摘の通りあらかじめ逐条解説を用意しますので併せてご理解をお願いします。</p> <p>②市又は市長のどちらを主語とすべきかについては、条文の規定内容によって適切なものを選択しています。市長を主語とすることに市長個人によって対応が分かれることをご心配されていますが、施策を実施するのは市長ですので、主語としています。条例の構成としては、市としての責務を規定したうえで、施策の実施者である市長の施策の基本方針を規定しておりますので、ご理解をお願いします。</p>